## 学校いじめ防止基本方針

#### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒と同じ学校に在籍している等、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### 2 教師が持つべき認識と対応

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであるという 基本的認識に基づく。いじめ問題への対応に当たっては、速やかにいじめの有無を確認する と共に、丁寧に正確な説明を行い、虚偽や隠ぺいの説明を行ってはならない。

#### (1)いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を 毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合も あるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もい じめる行為と同様に許されない。

### (2)いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。いじめられていることは「恥ずかしい」自分に悪いところがあるとは考えさせないよう配慮する。また、相談・通報は適切な行動であることを周知していく。

### (3)いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、 心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導す ることが必要である。

- (4) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者が、一体となって真剣に取り組む問題である。
- 3 学校が講ずべき基本的施策
  - (1) 道徳教育等の充実(2) 早期発見のための措置(3) 相談体制の整備
  - (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 4 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置
  - (1) いじめの事実確認 (2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
  - (3) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言 \*以上、いじめ防止対策推進法より

## 1 いじめの未然防止・早期発見のための方策・組織

#### (1) 道徳教育等の充実

- ・未発達な考えや道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
- ・生徒達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気配り」や「心づかい」、「やさしさ」 等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

#### (2) 早期発見のための措置

日常の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいる ところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。

・集団を見る視点が必要

学級(部活)内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

- ・教育相談(6月、11月)いじめアンケート(年2回)、QU調査(年2回)を実施 し、生徒・保護者からのいじめに対する情報の収集に努める。
- ※11月の教育相談は三者面談とする。
- ・長期休業後、登校していない生徒への安否確認を必ず行う。 →確認後速やかに管理職へ報告する。
- (3) 相談体制の整備(三者面談、チャンス相談、相談室における教育相談、家庭訪問) \*生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。
- ①本人からの訴えには

実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室やおおぞら教室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。また、事実関係や気持ちを傾聴する。虐待の訴えがあった場合には、速やかに管理職に報告し、関係機関との連携を図る。

②周りの生徒からの訴えには

他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、勇気ある行動を称え、情報の発信 元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。(問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。)

#### ④教職員が発見した場合

早急に事実確認をし、事実であった場合その行為を止めるよう指導する。また、速やかに保護者へ家庭訪問や電話連絡などで報告をする。

- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ①生徒からの情報収集

「いじめにつながるような不適切な書き込みがないか」「LINE等で誰かが意図的に仲間外れにされたり、誹謗中傷を浴びていたりしていないか」等を、生徒との日常の会話の中で情報を集める。

②正しい知識を身に付けさせる

生徒への情報モラル教育や教員・保護者を対象とした啓発のための研修を実施するなど、ネットいじめ等に対応した啓発活動を行う。

③関係機関との連携

職員だけでは対応が困難な場合は各関係機関との連携を図り、対応していく。

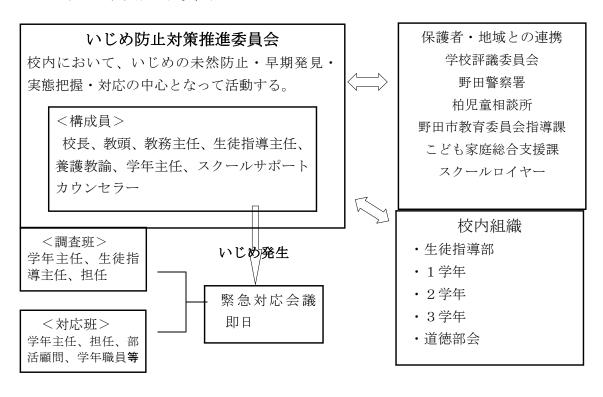
#### ※事態が悪化した場合

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めることもある。

### 年 間 計 画

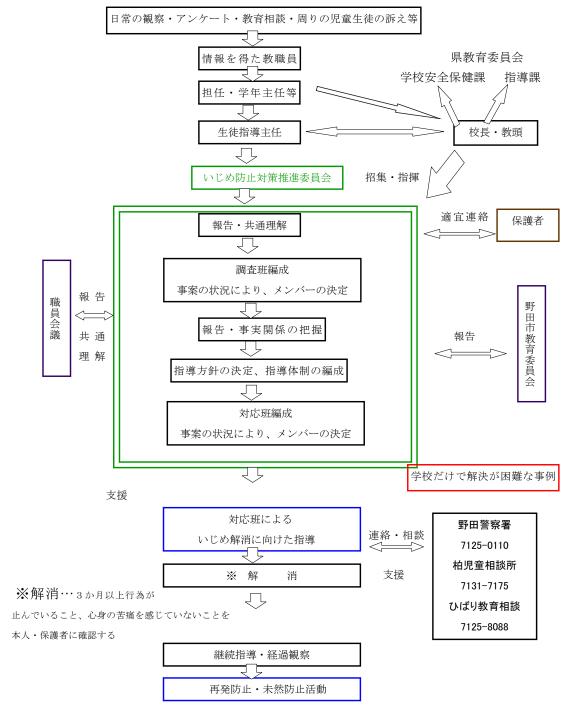
4 月	年度当初状況確認(主任会+養護教 論) いじめ防止職員研修①(職員会議、 いじめ防止基本方針について)	10月	文化的行事における状況把握
5 月		月	いじめアンケート② 教育相談②(三者面談②全校)
6 月	いじめアンケート①教育相談①	月	いじめアンケート結果の実態把握と 対策(主任会+養護教諭) 冬期休業前保護者会・学級懇談会 QUアンケート実施②
7 月	いじめアンケート結果の実態把握と 対策(主任会+養護教諭) 三者面談①(全校) QUアンケート実施①	1 月	いじめアンケート追跡調査
8月	いじめ防止職員研修②	2 月	いじめアンケート追跡調査の把握と 対策(主任会+養護教諭) 新入生情報聞きとり(各小学校)
9 月	体育的行事における状況把握 いじめアンケート追跡調査	3 月	

### いじめ防止対策推進委員会



# 2 いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、いじめ防止対策推進委員会を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組み、迅速に事案の解決にあたる。



# 3 重大事態への対応

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
  - ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合」
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合 等
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合」
    - 年間30日を目安とする。
    - 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは次の対処を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
    - ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

#### <学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ 対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

#### <教育委員会が調査主体となる場合>

1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など調査に協力する。

以上の学校いじめ防止基本方針が、より実効性の高い取組を実施するため、木間ケ瀬中 学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に毎年年度末に点 検し、必要に応じて見直していく。